

京都市産業技術研究所条例の一部を改正する条例（平成22年3月26日京都市条例第51号）（産業技術研究所工業技術センター）

工業技術センター及び繊維技術センターの統合に伴い、次のとおり、京都市産業技術研究所（以下「研究所」という。）の所在地を変更するとともに、研究所の使用料及び手数料の適正化を図る必要があるため、これを改定する等の措置を講じることとしました。

1 研究所の所在地の変更

改 正 前	改 正 後
京都市下京区中堂寺南町134番地	京都市下京区中堂寺粟田町91番地

2 使用料の改定

区 分	改 正 前		改 正 後	
	半 日	全 日	半 日	全 日
実 習 室	1,500 <small>円</small>	3,000 <small>円</small>	12,500 <small>円</small>	25,000 <small>円</small>
講 義 室	1,500 <small>円</small>	3,000 <small>円</small>	2,500 <small>円</small>	5,000 <small>円</small>

3 ホールの新設

会議室を廃止し、新たにホールを設置します。その使用料は、次のとおりです。

使 用 料	
半 日	全 日
10,000 <small>円</small>	20,000 <small>円</small>

4 手数料の改定

区 分	単 位	手 数 料

		改正前	改正後
デザインの作成、製図又は設計	1 件	5,000 円以上 120,000 円以下	2,500 円以上 120,000 円以下
成績書の謄本の発行	1 通	250 円。ただし、図面等への添付又は外国語への翻訳を必要とするものについては、別に実費を加算した額	350 円。ただし、図面等への添付又は外国語への翻訳を必要とするものについては、別に実費を加算した額

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。ただし、使用の許可の申請その他ホールを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市産業技術研究所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 51 号

京都市産業技術研究所条例の一部を改正する条例

京都市産業技術研究所条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「京都市下京区中堂寺南町134番地」を「京都市下京区中堂寺栗田町91番地」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第2条各号列記以外の部分中「研究所」を「京都市産業技術研究所（以下「研究所」という。）」に改める。

第4条中「会議室」を「ホール」に改める。

第6条第1項中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第7条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削る。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

区 分	使 用 料	
	半 日	全 日
機 械 又 は 装 置 (1 台 に つ き)	10,000 ^円	20,000 ^円
実 験 室 又 は 実 習 室	12,500	25,000
講 義 室	2,500	5,000
ホ ー ル	10,000	20,000

別表第2備考2中「会議室」を「ホール」に改め、同表を別表第1とする。

別表第3工業技術センター項中

工業技術 センター	定性分析
	定量分析
	半定量分析
	物性試験
	鑑定, 検定又は調査
	デザインの作成, 製 図又は設計

を

定性分析
定量分析
半定量分析
物性試験
鑑定, 検定又は調査
デザインの作成, 製図又は設計

に, 「5, 000円」を「2, 500円」

に改め, 同表繊維技術センターの項を削る。

別表第3成績書の謄本の発行の項中「250円」を「350円」に改め, 同表を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 市規則で定める日から施行する。ただし, 次項の規定は, 公布の日

から施行する。

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他ホールを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 この条例による改正後の京都市産業技術研究所条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

4 改正後の条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に依頼される分析等について適用し、同日前に依頼された分析等については、なお従前の例による。

(産業技術研究所工業技術センター)